

京都市訓令甲第 9 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和3年9月10日

京都市長 門 川 大 作

別表保健福祉局の款医療衛生推進室の項医療衛生企画課の目中「感染症に関する業務（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する業務を除く。以下この目において同じ。）に従事する職員」を「新型コロナウイルス感染症に関する業務に従事する職員（予防接種法の規定に基づく業務に従事する職員及び医師を除く。以下この目において同じ。）」に、「日曜日，4週間を通じて4日，祝日法による休日並びに1月2日，同月3日及び12月29日から同月31日まで」を「4週間を通じて8日」に、「感染症に関する業務に従事する」を「新型コロナウイルス感染症に関する業務に従事する職員並びに本来区役所及び区役所支所を勤務公署とする」に改める。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)